

平成 28 年度 第 2 回 三浦市景観審議会議事録

1 日 時 平成 29 年 2 月 21 日 (火) 14 時 00 分から 16 時 30 分まで

2 場 所 三浦市役所第 2 分館 1 階 第 3 会合室

3 議 題

- (1) みうら景観資産の認定について
- (2) みうら観光写真コンクールの選考について

4 報告事項

- (1) みうらビューマップの作成について
- (2) みうら景観資産候補 (案) について
- (3) 平成 28 年度景観行政の取組みについて

5 出席者

- (1) 委員 鈴木委員、中津委員、渡辺委員、木村委員、友田委員、大森委員
- (2) 事務局 星野都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 G L、小濱主事、嶋田主事
- (3) 傍聴人 1 人

6 議案等関係資料

- (1) 資料 1 (議題 1 みうら景観資産の認定について)
- (2) 資料 1 - 2
- (3) 資料 1 - 3
- (4) 資料 2 (議題 2 みうら観光写真コンクールの選考について)
- (5) 資料 2 - 2
- (6) 資料 2 - 3
- (7) 資料 3 (報告事項 1 みうらビューマップの作成について)
- (8) 資料 3 - 2
- (9) 資料 3 - 3

- (10) 資料4（報告事項2 みうら景観資産候補（案）について）
- (11) 資料5（報告事項3 平成28年度景観行政の取組みについて）
- (12) 参考資料（例規・三浦市景観計画抜粋、みうら景観資産認定要領）
- (13) スライドの写し

7 議事

- ・定刻に至り、事務局（星野部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
- ・出席者が半数（7名中6名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
- ・傍聴については、1名から傍聴申出があり、傍聴人と決定しました。
- ・議題2の選考に関する部分について、三浦市情報公開条例第18条ただし書の非公開事由に該当するため非公開とすることを、事務局より提案し、審議会の承認を得ました。
- ・鈴木会長が議長となり、傍聴人の方に注意事項をよく読んでいただき傍聴していただくことを告げました。
- ・市及び傍聴者より撮影許可申出があり、三浦市景観審議会運営要領第7条ただし書に基づき許可しました。
- ・議題1の審議に先立ち、部長から会長へ諮問書を渡しました。各委員及び傍聴人へは、事務局から諮問書の写しを配布しました。

■議題1－みうら景観資産の認定について

【鈴木会長】

まず、議題1「みうら景観資産の認定について」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは議題1について説明いたします。着座にて失礼いたします。皆様、スクリーンをご覧ください。

まずは、本日の議題について説明いたします。本日の議題は2点あります。議題1が「みうら景観資産の認定について」です。議題2が「みうら観光写真コンクールの選考について」です。

次に本日の報告事項について説明いたします。本日の報告事項は3点あります。報告事項1が「みうらビューマップの作成について」です。報告事項2が「みうら景観資産候補（案）について」です。報告事項3が「平成28年度景観行政の取組みについて」です。

それでは、議題1の説明に入ります。議題1はみうら景観資産の認定についてです。三浦市景観条例では、みうら景観資産を認定しようとするときは、認定しようとしているものが三浦らしい景観か、構成要素と視点場どちらを認定するかなど、あらかじめ審

議会の意見を聴くこととしています。先ほど、諮問書をお渡しさせていただきましたが、今回、前回の審議会でご報告させていただいた14点の候補（案）について候補として選定いたしましたので、今後、資産として認定するにあたり、あらかじめ本審議会のご意見を伺わせていただきます。

今回ご意見を伺う候補の説明に入る前に、前回の審議会から今回の審議会までに行った認定に係る取組みについて報告いたします。まずは、景観資産認定の流れについて改めて説明いたします。認定にあたっては、まずは候補（案）の抽出を行います。抽出した候補（案）について、審議会に報告を行い、その意見を参考に候補（案）の修正の可否を検討します。その後、所有者等から意見聴取を行ったうえで、みうら景観資産認定要領に定める基準を満たすものについて、候補として選定いたします。その後、地域周辺への周知を図ったのちに、審議会への意見聴取として市より諮問を行い、それに対する審議会の答申を経て、資産として認定いたします。景観資産については、このような流れで認定活動を行っております。次に、前回審議会後の取組みについて個別にご報告いたします。まずは、審議会報告時の意見を踏まえて行った、候補（案）の修正についてです。

前回の審議会でもいただいたご意見の概要とそれに対する修正作業を報告いたします。前回の審議会では、大きく分けて2点のご指摘をいただきました。1点目は、紹介資料全体に関するものです。前回の審議会でも示させていただいた紹介資料について、その候補（案）の景観的特徴を踏まえ、説明文や使用写真について検討が必要とご意見いただきました。このご意見を踏まえ、紹介資料について全体的に修正を行いました。例えば、県立城ヶ島公園については、公園内にたくさんの景観的特徴があることを踏まえ、その景観的特徴の多さが分かるように写真や説明文の掲載数を増やしました。こちらを含め、修正後の紹介資料については、後ほど改めてご報告いたします。

2点目は、候補（案）のうち「三崎漁港」と「岩堂山と農地」についてです。こちらは前回ご説明したとおり、市民まつりでのアンケート結果により抽出いたしましたが、シールを貼ってもらう形で回答してもらったため、こちらが候補（案）として示させていただいたものを回答者が意図していたのか再検討が必要とご意見いただきました。このご意見を踏まえ、今回改めてアンケート調査を行いました。

アンケート調査はfacebook上にて実施いたしました。2択のアンケートとし、自分の考えに近い方に「いいね！」を押してもらいました。

アンケートの内容についてご説明いたします。1点目のアンケートは三崎漁港に関するものです。「三崎漁港といえばどちらの景観ですか」として2択によるアンケート調査を行いました。選択肢の1つは「城ヶ島大橋から見える風景」として城ヶ島大橋を視点場とし、三崎漁港を見る景観です。

もう1つは「うらりや三崎魚市場などの施設」としてうらりや魚市場一帯の構成要素自体です。

アンケート結果についてご報告いたします。「城ヶ島大橋から見える風景」が12票、「うらりや三崎魚市場などの施設」が6票となり、城ヶ島大橋を視点場とする眺望のほうが三崎漁港の景観らしいという意見が多数でした。なお、ページ自体の総閲覧者数は407名でした。

2点目のアンケートは岩堂山に関するものです。「岩堂山といえばどちらの景観ですか」として2択によるアンケート調査を行いました。選択肢の1つは「岩堂山から見える風景」として岩堂山を視点場とする眺望です。

もう1つは「岩堂山と農地の風景」として岩堂山やその周辺の農地など構成要素を見る景観です。

アンケート結果についてご報告いたします。「岩堂山から見える風景」が3票、「岩堂山と農地の風景」が7票となり、岩堂山や農地などの構成要素を見る景観の方が多く選ばれました。なお、ページ自体の総閲覧者数は367名でした。

これらアンケート結果を踏まえ、三崎漁港については、構成要素としての抽出ではなく、城ヶ島大橋を視点場とする眺望として抽出しなおしました。岩堂山については、候補(案)と同じく構成要素として抽出いたしました。

修正作業については、このように実施いたしました。次に、修正後の候補(案)に対する所有者等からの意見聴取についてご報告いたします。意見聴取は、今回候補(案)とした14点の景観のうちの7点、その所有者等5者に対し行いました。聴取を行ったものと、その聴取先はスライドのとおりです。なお、こちらの表は、お手元の資料1にも記載しておりますので、後ほどご確認ください。これら意見聴取により、三浦市土木課、神奈川県自然環境保全課、神奈川県東部漁港事務所より意見をもらいました。なお、京浜急行電鉄株式会社、神奈川県横須賀土木事務所からは意見なしの旨回答を受けました。

次に、所有者等の意見の概要について報告いたします。なお、意見については、お手元の資料1-2に全文を記載しておりますので、後ほどご確認ください。三浦市土木課へは、②劔崎灯台を望む農地、⑨宮川公園、⑫諸磯湾から見た富士山について意見聴取を行い、4点の意見をもらいました。1点目は、劔崎灯台を望む農地についてです。こちらは市道916号上の地点を視点場としていますが、市道916号の幅員がせまく、車のすれ違いが困難であることを紹介資料に記載することと意見をもらいました。2点目は、宮川公園に関することです。現状では特に具体的な計画はありませんが、風力発電機の老朽化が見られるため、今後公園内の現況が変更される可能性があること、それらの状況によっては、認定内容の見直し等の手続きを行うことと意見をもらいました。

3点目は、諸磯湾から見た富士山です。こちらは市道35号上の地点を視点場としていますが、付近に駐車場がないため、その旨を紹介資料に記載することと意見をもらいました。4点目は、みうら景観資産の制度全体に対してです。景観資産認定後は、見直し期間を定め、定期的に認定内容の再検討が必要であると意見をもらいました。

次に神奈川県自然環境保全課からの意見について報告いたします。自然環境保全課へ

は、⑤小網代の森について意見聴取を行い、紹介資料に、長袖・長ズボン・履き慣れた靴の着用が適していること、自転車での入場はできないことの2点を記載するよう意見をもらいました。

最後に神奈川県東部漁港事務所からの意見について報告いたします。東部漁港事務所へは、⑦城ヶ島大橋、⑪城ヶ島大橋から見た三崎漁港について意見聴取を行い、⑪について、意見をもらいました。市案では、城ヶ島大橋からの眺望として、主に橋の中央部、ネットフェンスが設置されていない箇所からの眺望を想定していましたが、その場所を視点場として明示することは、歩道幅員や、手すりの高さ、周囲に駐車場がないこと等を踏まえると、交通安全上の懸念が大きいと、ご意見をいただき、伐採等を行うなど、視界の確保が必要となりますが、大橋上でも歩道溜りとなっており、人が集中しても問題がない場所を視点場として明示することや、視点場の範囲を、城ヶ島大橋から城ヶ島に広げ、1点に人が集中することを防ぐことなど、検討の方向性についても併せてアドバイスをいただきました。

次に、所有者等から出された意見に対する対応について報告いたします。対応は大きく分けて2点に分かれます。1点目は説明資料の記載内容に対するご意見を踏まえての対応です。説明資料については、全体的に注意事項等を記載しました。また、それ以外についても、駐車場の位置や、公共交通機関を利用したアクセス方法についても記載を行いました。2点目は、東部漁港事務所からの意見を受けての対応です。管理者から交通安全に関する懸念が示されたこと、先ほどご報告したfacebookを使ったアンケートでは、遠景で三崎漁港を見ている景観が「三崎漁港の景観」らしいという意見が多かったことなどを踏まえ、「城ヶ島大橋から見た三崎漁港」については「城ヶ島から見た三崎漁港」として、城ヶ島大橋を含めた城ヶ島北側を視点場とする景観に修正いたしました。

所有者等からの意見聴取については、このように実施いたしました。この意見聴取を踏まえ、⑪の「城ヶ島大橋から見た三崎漁港」を「城ヶ島から見た三崎漁港」に修正したうえで、候補（案）いずれも候補として選定いたしました。また、所有者等が特定されていないものも含め、全ての候補について、ホームページへの掲載により、地域周辺等への周知を図っています。以上で、前回審議会から今回審議会までの取組みに関する報告を終わります。

それでは、今回諮問する候補について説明いたします。なお、今回の諮問では、選定した候補を資産として認定することについてご審議いただきますが、資産認定後は、ホームページ等で周知を行う予定です。その際使用する紹介資料についても、併せてご報告いたしますので、ご意見等ございましたらお教えください。なお、紹介資料につきましては、今後、字句修正等行う場合がございます。ご了承ください。

1点目は三浦海岸大根干しです。こちらは構成要素として認定いたします。三浦海岸での大根干しは三浦市名産のタクワンづくりのために、地域の地形や気候を活かして行われる大根の乾燥作業です。12月頃より三浦海岸で行われ、冬の風物詩として市民に親し

まれています。

2点目は劔崎灯台を望む農地です。こちらは視点場として認定いたします。この場所は県道 215 号から劔崎灯台に向かう市道 916 号にある地点です。この場所からは、劔崎灯台や畑、海岸沿いの複雑な地形、海、房総半島など多種多様な景観構成要素を眺望することができます。なお、午前中の現地視察でもお話ししましたが、こちらについては1点懸念事項がございます。詳しくは、後ほどご説明いたします。

3点目は河津桜と電車です。こちらは構成要素として認定いたします。河津桜は市民団体により京急三浦海岸駅から小松ヶ池公園まで線路沿いに植樹されました。河津桜が咲き誇る時期はさくらまつりも開催され、桜並木は多くの市民に親しまれています。なお、こちらについては、1点懸念事項があり、紹介資料について、昨年度、みうら景観賞として表彰した作品を使用しておりません。詳しくは、後ほどご説明いたします。

4点目はチャッキラコです。こちらは構成要素として認定いたします。チャッキラコは、毎年1月15日の小正月に三崎の仲崎・花暮地区や海南神社で、豊漁・豊作や商売繁盛などを祈願する女性のみで踊られる民俗芸能の1つです。ユネスコ無形文化遺産にも登録されており、三浦市を代表する文化的景観の1つです。

5点目は小網代の森です。こちらは構成要素として認定いたします。小網代の森は相模湾に面した約70haの森です。森の中央にある谷に沿って流れる「浦の川」の集水域として、森林、湿地、干潟及び海までが連続して残されている、関東地方で唯一の自然環境といわれています。アカテガニをはじめとする多くの生き物たちが、多様な生態系を形成しています。また、森には散策路も整備されており、市内外から多くの人が訪れる場所です。

6点目は三浦海岸です。こちらは構成要素として認定いたします。三浦海岸は三浦市で最も長い砂浜海岸です。夏には海水浴場が開かれ、多くの人が訪れています。夏の花火大会や、春の市民マラソンなど、さまざまなイベントの会場となっています。

7点目は城ヶ島大橋です。こちらは構成要素として認定いたします。城ヶ島大橋は、三浦半島から城ヶ島に渡る唯一の陸路として市民に親しまれています。全長575mにわたる大きな橋は、見る場所・時期によって様々な表情を見せます。

8点目は黒崎の鼻です。こちらは構成要素として認定いたします。相模湾に面したこの岬は周囲に突き出た特徴的な地形を有しており、「黒崎の鼻」と呼ばれ、多くの市民に親しまれています。周囲に人工物がなく、藪を抜けると静かな岬が姿を現します。

9点目は宮川公園です。こちらは構成要素として認定いたします。宮川湾に面した公園には、2基の風力発電機もあり、市民に憩いの場として親しまれています。公園内には宮川湾を見下ろせる展望台もあり、湾に泊まるヨットや、晴れた日には房総半島を見ることがもできます。

10点目は県立城ヶ島公園です。こちらは構成要素として認定いたします。城ヶ島の東半分に広がる公園は、市民の憩いの場として親しまれています。公園内にある2つの展望台からは360°の大パノラマを見ることができます。また、水仙やあじさいなど季節の花、

松林、芝の広がる広場など多くの自然を有しています。岩礁地帯から見える海蝕崖は県指定天然記念物のウミウヤクロサギの生息地です。

11 点目は城ヶ島から見た三崎漁港です。城ヶ島大橋を含む、城ヶ島の北側からは、三崎漁港全体を見ることができます。見る場所や見る時間帯により異なる姿を見せる三崎漁港は、三崎の港町らしい風景として市民に親しまれています。

12 点目は諸磯湾から見た富士山です。こちらは視点場として認定いたします。この場所は市道 35 号にある地点です。この場所からは諸磯湾に係留しているヨットと富士山を一度に眺望することができます。写真の撮影スポットとしても人気がある場所です。

13 点目は盗人狩です。こちらは構成要素として認定いたします。盗人狩は首都圏自然歩道の中に位置しています。「昔、盗賊が追われてこの山の端まで来た際に、恐ろしい断崖と怒涛の逆巻きに足がすくみ容易く捕まった」という逸話が地名の由来となっています。そそり立つ断崖や岩場には波が打ち寄せられ、白いしぶきがあがる姿を見ることができます。

14 点目は岩堂山と農地です。こちらは構成要素として認定いたします。岩堂山は標高 80m ほどの山になります。三浦市ではもっとも高い山ですが、県内では最も低い山だと言われています。岩堂山の周囲には畑が広がっており、周囲にさえぎるものがないため、遠くからでも緑の風景を見ることができます。以上の 14 点について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

最後に、当該候補に関する懸念事項について説明いたします。今回候補として選定した 14 点の景観のうち②劔崎灯台を望む農地、③河津桜と電車については、それぞれ懸念事項がございます。まずは、②劔崎灯台を望む農地についてご説明いたします。

こちらが当該視点場から今年に入って撮影した写真となります。午前中も当該地を視察しましたが、昨年度、劔崎灯台敷地内において、海上保安庁の業務用レーダーが設置されました。その設置に伴い、当該視点場から劔崎灯台を眺望することができなくなってしまっております。

写真で説明いたしますと、こちらが設置前の眺望、こちらが設置後の眺望です。さきほども述べたように、劔崎灯台以外にも、起伏にとんだ地形や、海、畑、房総半島など、さまざまな景観構成要素を眺望することができる地点ではありますが、この状況で、景観資産、つまり三浦らしい景観といえるのか、検討が必要だと感じております。

次に③河津桜と電車について懸念事項をご説明いたします。京急沿線の河津桜は、小松ヶ池公園周辺が一番のビュースポットとして親しまれています。また、こちらの沿線には、2つの陸橋があり、そのどちらも、写真の撮影スポットとして有名です。昨年度、みうら景観賞として表彰した「河津桜を走る電車」は、この2つの陸橋のうち、三崎口駅側の橋、51号橋から撮影した作品となります。

しかし、この51号橋については、歩道側ではなく、車道側に人が集まってしまうことが問題となっています。こちらの写真は、2月10日に撮影したものになりますが、満開

時の土日にはさらに多くの人が集まります。交通安全上の懸念も大きいため、今年度より、三浦海岸桜まつり運営委員会で撮影禁止の貼紙をしています。

河津桜と電車が並ぶ風景は、橋の上から以外にも、多くの場所から見ることができます。そのため、景観資産としては、②河津桜と電車を構成要素として認定したいと考えていますが、紹介資料に使用する写真については、少なくとも、交通安全上の懸念が解消されるまでは、昨年度の表彰作品ではなく、橋の下から撮影した写真を使用したいと考えています。ご審議にあたっては、これら2点の懸念事項を踏まえていただければと思います。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【鈴木会長】

それでは、ただいまの説明に関してご意見・ご質問等いただきたいと思いますが、まず先に資産の認定のプロセスですね。今日、諮問書を受け取ったわけですが、これを今後どういった形で進めていくのか、それだけはっきりさせておきたいと思います。

【事務局】

本日、諮問させていただきました候補については、前回も内容のご報告をさせていただき、その中でコメントなどについて修正作業を行いました。その後に意見聴取を行い、その結果は先ほどご報告したとおりでございます。その結果を踏まえ事務局で検討を行い、現在は、スクリーンで出されております認定の流れのうち、候補の選定及び周知まで行っております。最終的にはこの場で、選定した候補についていかがかというお答えをいただくと考えております。

【鈴木会長】

諮問をいただいてから答申まで時間をかけることもありますし、会の中で案を諮って結論を出す場合もあります。むしろ、諮問をしてからある程度の期間をかけてきちんと議論をし、審議会として答申を出すということが通常ですが、先ほどの説明だと、今回ある程度結論を出したいというように聞こえました。こちらはどちらでしょうか。

【事務局】

諮問にいたるまで、今年度第1回の審議会での報告や、本日の現地視察などを行っております。候補の内容についても、前回報告時と同様のものとし、色々なご意見や状況変化に応じての変更のみですので、できれば今日の方で方向性を示していただき、答申をいただきたいと考えております。会長が懸念されておられる諮問から答申までの期間については、色々な調整しなければいけない事項を審議会の意見を踏まえベストな状態にして、最終的には認定までもっていきたいと思っております。

【鈴木会長】

今の説明でよろしいでしょうか。実は現地を見て、ちょっと違うかなと思う部分を皆さんお持ちなんじゃないかと思っております。それら意見を反映させる時間が必要かと。特にインターネット上で2択のアンケートというのは、回答数も多くないですし、むしろ、実際に見ていただいた審議会の委員の方の意見に基づいて判断したほうがよいと思います。見学を踏まえて判断すべき部分もあると思いますので、そこについては今日の議論の中でこの案を認めなければいけないというようなものではないということだけ確認をさせていただきます。

【事務局】

承知いたしました。

【鈴木会長】

それを踏まえて、委員の方々よりご意見をいただきたいと思います。どなたでもいいですが。それでは中津委員。いかがでしょうか。

【中津委員】

前回の色々な議論を踏まえて紹介資料をまとめていただき、すごく分かりやすいと思います。今の議論からは少し外れてしまいますが、それぞれの資産について、力を入れて資料のデザインをされていますが、見せ方としては、このようにホームページに載せたり、冊子を作られたりなどそういった意図も含まれているのでしょうか。

【事務局】

はい。ホームページにこの資料を載せたいと考えております。

【中津委員】

それも含めての諮問なのでしょうか。

【事務局】

ただ、今回諮問させていただくものはあくまで資産の候補になるので、資料については、こういった形で考えていますというご報告をさせていただいております。

【中津委員】

はい。それともう1つ確認したいのですが、候補については、構成要素と視点場という2つのカテゴリでそれぞれリストアップしたのですか。

【事務局】

そのとおりです。

【中津委員】

構成要素や視点場ということばに関しての説明は、市民の方に対して、別途、きちんとするというのでよろしいですか。そういった項目があるのですね。

【事務局】

はい。ホームページに載せるなど周知の際には、それは別に説明を行う予定です。

【中津委員】

そのうえでの意見ですが。今回の14点の景観について1つずつさらえていったほうがいいのではないのでしょうか。いきなり全体としてどうですかというよりは1つずつこのような形で。

【鈴木会長】

はい。そのような進め方のほうがよろしいかと。

【渡辺委員】

1点だけ確認させていただいていいですか。この14点については、民地から見ているところはありませんか。

【事務局】

ありません。

【渡辺委員】

ないのですね。

【事務局】

公共の場から見えるということが候補選定の条件となっていますので。

【渡辺委員】

分かりました。

【鈴木会長】

それでは中津委員よりご提案もありましたので、1点ずつ見ていこうと思います。

まずは三浦海岸の大根干しですが。これについては構成要素という言い方が非常に堅いといった感じもしますがいかがでしょうか。風物詩といったほうがイメージ的にはびったりかなと。

【中津委員】

その前に、構成要素ということばを市民に対しどのように説明する想定だったか知りたいなと思ったのですが。

【事務局】

構成要素と視点場ということばは景観計画で使用しているものですが、市民の方への説明としては、市としては、景観を見るときに、その対象となるものが構成要素、見る場所が視点場というように考えております。

【中津委員】

見る場所は非常に分かりやすいかなと思うのですが、構成要素ということばはどうかかなと。

【事務局】

構成要素については、例えば城ヶ島大橋ですと、大橋を見る場所はいくつもあると思いますので、そのような場合には視点場という角度から指定するのではなく、色々な場所から見える城ヶ島大橋を対象物としてみうら景観資産に認定したいと考えております。それに対して、視点場についてはその対象物をどこから見えるのかという場所です。そのような形でみなさまに紹介していきたいという仕分けを景観計画で定めておりましたので、そのような形で分けて紹介したいというように事務局としては考えております。

【中津委員】

状況に肉薄するような、例えば「くらし」ですとか、そういったほうがもっと分かりやすいかなと思います。通常の景観といった言い方よりも。景観という言い方をすると、それこそ都市景観など建築を勉強している人が知るようなイメージがありますけれど、その中で「くらし」ですとか、地域の特性が入っているところがこの景観の面白いところですよ。そのあたりを分かりやすく説明できればいいかなと。

【鈴木会長】

視点場というのは見る位置を限定するのですけれど、それ以外のものは別に、特に何も限定されていないので、構成要素ということばをあえて使わなくてもいいのかなという気もしますね。そういった堅苦しいイメージを持たれるよりは、もっと身近に感じて欲しい

いという趣旨で、景観資産の認定をやろうとしているので。

【木村委員】

確かに構成要素という単語で見ていったときに、市民の方は分からないと思います。いくら説明しても。やはり、今会長がおっしゃったようにくらしとか、そのような直接ことばがはいてくるようなものの方がいいのかなと思います。つまり、このところであえて構成要素ということばをつけないでもいいのではないかなと思いました。

【事務局】

構成要素として認定したとしても、紹介の際にはもっと分かりやすい表現を使用したらということですね。

【鈴木会長】

そうですね。大根干しの風景自体がみうらの風物詩であるということ自体は、みなさん共通の理解だと思いますので。

【事務局】

紹介する資料の構成要素という文字がまずいないということによろしいでしょうか。この場合は三浦海岸大根干しとすると。逆に視点場については書いたほうがよろしいでしょうか。

【鈴木会長】

そうですね。ここから見たらどうでしょうかというおすす目が分かりやすいので。

【事務局】

ここから見た風景といったことばもいいでしょうか。

【大森委員】

おすすめの場所ですとか。

【事務局】

そうですね。おすすめの場所ですとか、もう少し柔らかい表現にしたほうがいいのではないかというご意見だと思っております。構成要素というのは確かに分かりづらいですね。

【鈴木会長】

それでは三浦海岸大根干しについては、そのようなかたちでよろしいでしょうか。
続いて劔崎灯台を望む農地、これは視点場ですね。これについてはいかがでしょうか。

【友田委員】

それはレーダーの話を含めてですか。

【鈴木会長】

はい。レーダーの話を含めて。私の個人的な感想を言わせていただくと、少し視点場を特定しにくいなという印象を受けました。この場所からというものが。昨年度表彰した写真をもとに考えてはいるのですが、特にここからというようにはっきりしづらいという印象を受けました。いかがでしょうか。

【友田委員】

今日実際見てきてですね。灯台も違うということもありますし、畑もこうはなっていないかったですね。この写真を撮った時期にしかこの光景は見られない。また、もう灯台の眺望も違ってしまっているということですので、視点場として認定することは難しいのかなと思います。むしろこの先に行ったときの入り江の山の割れたところから海が見えるといった状況のほうが面白いかなというように感じました。なので、これを資産として認定することは疑問に思います。

【大森委員】

残念ながらここにレーダーができてしまったので、灯台に対して、ここではなく違う場所から見たほうがいい景観をおすすめできると思います。

【友田委員】

全体的な海を見た感じですか。

【中津委員】

シークエンスとしての認定ということはだめでしょうか。例えばここからここまでの歩いて移動しながらの空間ですか。ここは石畳でしたよね。例えば、この畑を見て、向こうに海がきらきらと光っているのを見て、海が見えなくなって、石畳を歩いて、上りきったところでバンと開けて灯台があって、振り向いたら畑があって、富士山がある感じ。そのようなことを言い出したら市内全部かもしれませんが、200メートルくらいの移動空間を景観体験の認定ということはできないかと。

【大森委員】

石畳がとてもいい風情を醸し出していましたね。

【中津委員】

あの石畳がどうして、いつできたのか誰も答えてくれなかったのですが。あれは非常に特殊なものです。

【鈴木会長】

あれは多分、明治はじめの灯台建設のときではないかなと。

【中津委員】

そうだとしたら、相当、横浜よりも古いですよ。

【大森委員】

灯台には明治建設とかいてありましたよ。

【鈴木会長】

灯台は、関東大震災で建替えているはずなので。

【大森委員】

そうですか。

【渡辺委員】

灯台には明治7年とかかれていましたよ。

【鈴木会長】

そうですね。最初に建てられたのは、初代の灯台は明治7年で、その後建替えていることは確かですね。

【中津委員】

石畳は明治時代のものですかね。

【大森委員】

石畳だけは昔のものじゃないかなと。

【中津委員】

分からないですけどね。

【鈴木会長】

まさにそうですね。確証はないですね。

【大森委員】

可能性としてはあると。

【鈴木会長】

可能性はありますね。石の製材の仕方が明治時代や江戸時代の伊豆石のような印象を受けましたね。

難しいところですね。これは劔崎灯台というものが海を見る1つの場であり、三浦半島の先端から浦賀水道を広く見渡す場所で、それがすごく印象的だなと。また、向こうに房総半島が見えるということがすごく意味がある風景であると思っていたのですが、灯台が見えなくなってくると、若干。誤算といえば誤算ですね。それと先ほど友田委員、中津委員がおっしゃったようにこの場所なのかというような感じもいたします。いかがでしょうか。

【中津委員】

例えば、「灯台を望む」ではなく「灯台へ通じる」ですとか。

【鈴木会長】

そうですね。

【木村委員】

灯台から望む農地、あるいは石畳ですとか。

【鈴木会長】

そうですね。ただそうすると所有者は特定しづらくなりますね。

【友田委員】

あと、この紹介資料では駐車場はございませんと書かれていますが、これは無料駐車場という意味でしょうか。近くに駐車場がありました。

【事務局】

駐車場法の届出が出ているものや、公共的な団体が設置している駐車場を対象として記載しています。

【友田委員】

分かりました。

【鈴木会長】

それではこちらについては後ほど改めて議論させていただくこととして、先に進ませていただきます。次は河津桜と電車ですね。これはいかがでしょうか。イメージとしては、桜と赤い電車が併走しているイメージが強かったのですが。こうなると河津桜だけでもいいのかなという気もしなくはないですね。

【中津委員】

歩道橋にのぼることがそれほど問題となっているのでしょうか。

【友田委員】

多分何かがあったのだと思います。僕が行ったときには、線路内から警備の方が見上げていましたし、あの場所で電車がスピードダウンするんですよ。だから、何かを上から落としてしまったのか、フラッシュなどが運転手の目に入ってしまったですとか、何かがあったのだとは思いましたけれど。あと、先ほど事務局が説明したように歩道がないということもありましたので。

【鈴木会長】

もともとは、これは視点場としていましたか。

【事務局】

当初より構成要素としていました。

【事務局】

先ほどの陸橋についてですが、近隣の方などからの苦情も多かったと聞いております。また、先ほど友田委員がおっしゃっていたように線路を管理する立場からも安全管理に配慮されているのかなと思いますけれども。その関係で今年度から撮影禁止というような貼紙を行ったということを報告させていただきました。

【中津委員】

ここ以外にも河津桜がたくさんある場所はあるのでしょうか。

【事務局】

市内ではここくらいですね。

【鈴木会長】

観光としてはダントツでここですね。

【中津委員】

ここにしかないのであれば、別に電車と書かなくてもいいのではないのかなとは思いますがね。あえて電車と記載する必要はないかもしれないですね。

【鈴木会長】

電車とあえていれなくてもよいと。いかがでしょうか。

【渡辺委員】

地名はいれたほうがいいですね。三浦海岸河津桜と。外から見るとどこの河津桜かわからないですからね。伊豆のほうの河津桜ですとか、松田町のもとの間違えるかもしれませんので。我々はわかっているのですけれど。初めて見た人はどこのという情報が必要だと思います。紹介資料には一応三浦海岸駅とは書いてありますが。

【鈴木会長】

そうですね。それでは三浦海岸をつけたほうがいいですね。三浦海岸の河津桜と。

【友田委員】

横浜駅に行きますと、駅のプラットホームに大きくこれが出ているんですよ。三浦海岸河津桜を見に行きましょうと。

【中津委員】

そのときの写真は上からとったものですか。

【友田委員】

いえ、絵ですね。

エスカレーターで、改札から上のホームにのぼるところに大きく貼ってありますね。河津桜まつりみたいなことで。写真は使っていなかったと思います。今でも貼ってあると思

いますけれど。

【鈴木会長】

それでは三浦海岸の河津桜というように名称を変更するということにしたいと思います。

最後にもう一度総ざらいしますのでどんどん行きたいと思います。次はチャッキラコですね。いかがでしょうか。やや、写真が望ましくないのかなと思います。町の風景が出てこず、どちらかというと子どもたち、女性たちに焦点があたっているのですが。これはやはり町中でやっている、海南神社でやっているというところに意味があるのかなというように思います。こちらについては、別の写真はあるのでしょうか。

【事務局】

海南神社や全体が写っているものということですね。下の方ですと海のそばの祠のものもありますので。場所が分かる写真に変えたほうがということですね。

【鈴木会長】

写真については少しご検討いただきたい。

【中津委員】

元々、子どもたちの動きが、神社と海とをつなげるというような、そのような意味があったのでしょうか。ないでしょうか。

【事務局】

元々が、漁師の方のご家庭のお正月の伝統だったものですから。これは場所が、海南神社とうみぎょうプレイスの近くの神社など、海のそばでやっているものになります。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。それでは次は小網代の森についてですね。これは注意事項が入っているですね。

【友田委員】

注意事項なのですが、トイレがここは白髭神社に行く途中の仮設トイレしかないので、近隣の方のところにトイレを貸してくれと来るという話を聞いています。また、今は立て看板が出ていますが、入口のところが少し分かりづらいという話があり、そのあたりも話を聞いていますので、これらを注意事項としていれていただければと思います。

【鈴木会長】

そのあたりは、市民向けに出すものにつくもので、答申本来の趣旨とは離れるものですが、そういった記述にも配慮をとったことですね。

それでは次は三浦海岸についてですね。こちらはいかがでしょうか。

【中津委員】

紹介資料の写真の中に大根の写真が入ってしまっていますね。

【鈴木会長】

また大根ですね。写真のバリエーションについては少し配慮が必要ですね。

【中津委員】

三浦海岸の何ということはいらないですか。

【事務局】

例えば海水浴場のときの写真などもいいかもしれませんね。

【木村委員】

それがあった方がいいですね。

【鈴木会長】

イメージとしては夏のイメージが強いですね。

【中津委員】

では、夏の三浦海岸としたほうがいいのではないのでしょうか。

【鈴木会長】

いえ、風物詩というよりはこの風景自体という形での議論だったと思います。

【渡辺委員】

ただ、海水浴場の写真というのは中々難しいのですよね。遠めで撮る分にはいいのですが、ですので、引いて撮るか、写真の内容にもよりますね。

【鈴木会長】

それではよろしいでしょうか。写真については少しご検討いただくということで。それでは続いては城ヶ島大橋ですね。これは見る対象としての城ヶ島大橋ですね。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。では続いては黒崎の鼻です。

【鈴木会長】

こちらも対象としては問題ないでしょうか。続いては宮川公園です。

【渡辺委員】

こちらは写真の関係なのですが、宮川公園にマグロと大根のオブジェがあります。こちらの写真を使ったほうがいいかなと個人的には思います。あれを目標に自転車で来る人もいるので。

【事務局】

マイルストーンのことですよ。

【渡辺委員】

はい。マイルストーンをいれた写真があれば。

【中津委員】

この風車自体は市民の皆さんから見て、ポジティブなイメージなのでしょうか。例えば今後増えて欲しいですとかそのような意識はありますか。公害的なものとかは。

【事務局】

ポジティブな意見が多いと思います。馴染んでいるというか、ランドマーク的なものとして捉えられています。

【中津委員】

そうですか。場所によっては逆だったりもしますので。

【事務局】

そうですね。風車自体のマイナスなご意見はあまりいただかないですね。元々こちらの場所が、ごみの埋立地だったということも皆さん知っていますので、その跡地が公園となったということで、あまりマイナスなお話は出てこないですね。

【大森委員】

ということは、元々は谷戸だったのですね。

【事務局】

はい。谷戸でしたね。

【大森委員】

そうなんですか。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。写真について少しご検討いただくということで。続いては県立城ケ島公園です。

【中津委員】

呼称として県立はいるのでしょうか。城ケ島公園と呼んでいるのでしょうか。

【鈴木会長】

呼ぶときには県立はつけないかもしれませんね。

【中津委員】

紹介資料について、県立の部分のフォントが同じ大きさであることがとても気になってしまいました。

【事務局】

城ケ島とつく公園が何点かあることにはあります。城ケ島灯台公園ですとか城ケ島児童公園ですとかがありますので区別するために通常は県立と入れています。公園の大きさは全然違いますが。

【渡辺委員】

ここは県土木が管理している公園なので、県立を取ることは難しいかなと思います。

【中津委員】

取りはしませんが、もう少しフォントが小さくてもよいかなとは思っています。

【友田委員】

駐車場のワンディパスについてですが、3箇所ではなかったでしょうか。

【事務局】

5箇所あります。

【渡辺委員】

公園の駐車場が2箇所と、商工会議所が管理する駐車場が3箇所です。

【友田委員】

これだと2箇所に見えたので。

【渡辺委員】

確かにこれだと2箇所に見えますね。

【友田委員】

別に書き方に問題がということではないので。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。続いては城ヶ島から見た三崎漁港ですね。これは、事務局の説明ですと、「城ヶ島大橋から見た」というようにしたところ、東部漁港事務所から懸念が示されたということですね。初日の出のときは皆さんあの場所から見られていますよね。

【事務局】

見ている方は多いですね。

【鈴木会長】

わざわざ制限するだけの理屈が少し分かりませんが。

ここは前回と話がまったく変わってしまっていますが、いかがでしょうか。

【中津委員】

城ヶ島の地上から見たとき、僕は三崎漁港を見ていたのではなく、三崎エリアを見ていたと思います。お寺の屋根のことが気になったりですとか、あの建物がもう少し小さかったらいいのになですとか、あの地形がすごく親近感がありました。当然漁港ではあるのですけれど、まちなみも含めて地形とかお寺の感じとかが景観としていいなと思いました。

【鈴木会長】

元々は、城ヶ島大橋からの写真と、漁港の写真を比べてどちらがいいのかというアンケートを実施し、大橋からの写真のほうがいいのかという数が多かったという話なのですが、比較の対象となる写真がうらりのところの極一部、しかも夜景ということで比較の対象としては分かりにくいかなと思います。むしろ交番の方から海を見た方が、船がたくさん写って漁港らしいですよ。そこについてみなさんいかがでしょうか。

これを元に大橋からというように進め、そうすると大橋に一極集中しては困るということから対岸の城ヶ島一带を含んだものとしたということですが、どちらかというところと一般の方がたくさん行くような場所ではないですね。今日我々が行ったところというのは、本来の議論の原点とずれているような気がします。いかがでしょうか。

【友田委員】

今日行ったところであれば、三郎山から見た富士山の方が絵になるなという印象を受けました。

【大森委員】

鮮烈でしたね。

【友田委員】

岩の感じとして。

【大森委員】

岩の感じと抜け感。

【友田委員】

ですね。城ヶ島から見た風景はいいのですが、全般的な広い範囲になってしまっているのかなという気はします。

【中津委員】

こうやって決めたことをどのように使ってもらいたいかということとも関係ありますが、地元の子どもたちにも、この町はやっぱりすごいよねと思ってもらうようなことを考えたら、やはり三郎山の方がいいなという気がしますね。その対象のエリアというかそこから見えたわけですから。

【鈴木会長】

視点場としたときには、視点場がいくつか出てきてしまって、そもそも議論が定まらない。構成要素として漁港の風景というようにした方がもしかしたらいいのかなという感じはしますね。観光客の皆さんも市民の皆さんも、三崎の漁港というと、城ヶ島側から見る三崎の漁港をイメージするよりは、うらりや市場の風景をイメージするほうが強いのではないかなというように思います。

【中津委員】

近景でということですね。

【大森委員】

でも全部見えますよね。お寺から漁港まで。町全体が見えるということがいいのかなと思います。

【鈴木会長】

こちらの案でいくと、ということですね。

【大森委員】

はい。

【中津委員】

それよりも漁港の話をするのであれば、近くで見た景観がいいのかな。私は個人的には北条湾のほうがいいと思いますけれど。三崎の漁港といったときに北条湾側を入れていいのでしょうか。

【鈴木会長】

制度的には漁港区域内ですよ。

【事務局】

漁港区域としては、城ヶ島の楫の三郎山の先端から三崎のほうまで全て入ります。北条湾の奥まですべて入ります。

【中津委員】

三崎の漁港というとやはり近景ですね。

【鈴木会長】

構成要素として見せたほうがよいと。

【中津委員】

漁船に触れるくらいの距離ですとか、護岸のところですか。遠くから見たものは別に認定したほうがいいと思います。

【木村委員】

全体を見るところという、大橋から見た風景が皆さん頭に浮かぶと思います。ただ、今言われている北条湾の根元のほうから城ヶ島に向かってみたところ。ここもまたいいところで、こちらにも小さな漁船がたくさんありますので、中々いい景観だと思います。ですからその写真も併せてここに載せていただくとより漁港らしい景観となるのかなと思います。

【中津委員】

遠くから見た漁港と近くから見た漁港をどちらもセットでということですね。

【木村委員】

そうですね。漁港として。

【鈴木会長】

視点場ではなく構成要素として、漁港の風景ということですね。

【木村委員】

1つの視点場だけではなくたくさんありますので。そのようにしたほうが分かりやすいかと思います。

【鈴木会長】

イメージしやすいですね。

【事務局】

分かりました。

【鈴木会長】

では、そのような方向で修正していただくということでよろしいでしょうか。

三郎山についてはよかったです、いきなり入れるというわけにもいきませんので、次回、候補というようにしていただければと思います。

【木村委員】

ただ、三郎山については整備しなければいけないかもしれませんね。

【事務局】

三郎山は一部個人所有地が含まれています。神社として使っているの、普通に参拝し

いただいているのですけれど、隣接する建築物の所有者の所有地が一部含まれています。そのあたりも課題としてはあると思います。

【鈴木会長】

続きましては諸磯湾から見た富士山ですね。いかがでしょうか。

【鈴木会長】

こちらははっきりしていると思いますので、よろしいでしょうか。続きまして盗人狩です。

【木村委員】

こちらは写真が暗いですよね。盗人狩は根元から上を見たときに、迫力があるのが盗人狩なんですよ。それが見受けられませんので。

【鈴木会長】

写真を再検討ということですね。

それでは続いては岩堂山と農地です。いかがでしょうか。今日現地を見ていただいて、皆さんの反応からすると岩堂山からの眺望のほうが評判はよかったかなという気はするのですが。難しいですね。農地の風景も三浦の景観の特徴となっていることは確かで、それをどのように組み込むかというところですね。

【事務局】

よろしいですか。こちらを考える際に、農地の広がりがあるということが1つのポイントだと思います。そして、広がりがあるということは最終的に岩堂山があるという方向と、海があるという方向の2つがありますけれど、そのあたりの印象が違うのかなと思います。ですから岩堂山とすると、どうしても岩堂山自体を対象としてやっていこうと思うのですが、岩堂山を背にしてそこから見る風景のほうが、広がりを感じられるという意見の方も多いためと思いますので、逆のほうにするのであれば、「岩堂山と」というように修正が必要かなと思います。

【鈴木会長】

これもアンケートの結果を踏まえていますけれど、岩堂山からの眺望の写真が夕景となっていましたのでこちらと比較の対象として難しいかなと思います。

【事務局】

イメージとしては真っ青な農地があつてということですね。

【鈴木会長】

ただ、視察中にも話題になっていましたが、岩堂山は民有地なのでしょうか。

【事務局】

改めて確認させていただきます。民有地だった場合には、認定が難しいこともあると思います。

【中津委員】

農地に関する項目としては、岩堂山と先ほどの劔崎灯台ですが、どちらも農地がバックグラウンドとして使われています。今日はできないかもしれませんが、農地自体が主役という考え方の項目も1つ入れたほうがいいのかと思います。面的に広がってはいるのでバックグラウンドに見えるかもしれませんが、やはり農地はすごく重要な特徴なので。場所によっては段々畑のように見えるところもあれば、丘陵のようになっているところもありますし、産業的に重要なだけでなく、景観としても、間違いなく農地は主人公として取扱う項目の1つだと思います。今から提案はできないのでしょうか。カップリングしないといけませんか。

【鈴木会長】

やや難しいかなと思います。

【事務局】

来年度検討させていただきたいと思います。

【事務局】

この場は14点についての審議ですが、これで終わりではありません。次年度以降も景観資産の認定に取り組んでいきますので。中津委員からいただいた意見についても、農地を主体とした景観として要素ですとか、視点場として入れることはできると思います。

【鈴木会長】

さて、今までの議論を振り返って確認するとですね。視点場から構成要素に変更するものも、構成要素から視点場に変更するものもあり、名称の変更というものもありましたが、議論として現在ペンディングとなっているものが、2番目の劔崎灯台を望む農地ですね。こちらについては、やや、場を特定しにくいということと、周辺にも色々と魅力的なものがあるのではないかというご意見が出ました。あとは新しい施設の建設によって、写真にあるような風景を望めないという点もあります。こちらについてはいかがでしょうか。

1つの方向性としては、今回は見送って改めて検討する。中津委員のおっしゃったよう

にもう少し一帯の景観をうまく取り上げるようなやり方はないかというご指摘もありました。そういった方向性。

もう1つは、ともあれ、農地から房総半島までを含めて望む風景がよいとし原案として視点場として決めてしまうという方向性。

考えられるのは2つかなと思いますね。いかがでしょうか。各自のご意見を伺えればと思います。

【中津委員】

視点場としてはピカイチだと思います。

【鈴木会長】

この場所ですか。

【中津委員】

この場所ではなく灯台ですね。

【鈴木会長】

原案は灯台を望む農地をベースとすればということですね。いかがでしょうか。それでは順番にお伺いしたいと思います。原案のとおり視点場とするか、再度検討するか。

【大森委員】

私は再度検討したほうがよいと思います。

現状があの写真とイメージが全然違うので。むしろ違う場所から見たほうが、新しい灯台の良さが見えるのかなと思います。

【鈴木会長】

友田委員はいかがでしょう。

【友田委員】

私も同じですね。現況が違いますので。

【鈴木会長】

渡辺委員はいかがでしょう。

【渡辺委員】

そうですね。ここからということではなくて、エリアとしてのほうがいいかもしれない

ですね。そうするとこちらから見るよりも、また別の風景として見えるかもしれないです。現状はレーダーがありますので難しいと思います。

あともう1点、灯台の重みが理解できないというか。なので、要するに劔崎灯台とは何かですとか、歴史的背景ですとかも入れたほうが良いと思います。

【鈴木会長】

木村委員いかがですか。

【木村委員】

確かに言われるように、現状ではこのように見えませんので。ただあその裏にいったときに房総半島の眺めが良いので、この劔崎灯台から見た景観というものに視点を変えたらどうかと思います。そうしますと先ほど話にあったように、石畳のところや途中の富士山が見えるところなど色々出てくると思います。とりあえずこれは保留とし、別の角度から検討したほうが良いと思います。

【鈴木会長】

中津委員はいかがでしょう。

【中津委員】

そのとおりだと思います。

【鈴木会長】

それではですね。意見としては方向性が一致しましたので、この劔崎灯台を望む農地についてはいったん保留という形にしたいと思います。選んだ当初と状況が変わってきたということが1番の理由です。ただ、非常に風景が良い場所であるということは皆さんで確認して、位置付けとしては重要であることは共通認識としてありますので、次回に向けて再度検討するという形にしたいと思います。

今までの議論をまとめる形で最後に確認をさせていただきます。

三浦海岸大根干しについては、構成要素という言い方が堅いので、構成要素という言い方を考える。これは全般を通してですね。主に市民に対し広報をしていくときに構成要素という堅い言い方ではないほうが良いのではないかとことです。

2番の劔崎灯台に関しては保留ということで。

3番の河津桜と電車については、三浦海岸の河津桜と名称を変更するという事によろしいでしょうか。

4番のチャッキラコについては、写真を再度検討していただきたいと思います。

5番の小網代の森については、そのままということによろしいでしょうか。トイレの間

題等につきましては、注意事項等に記載していただきたいと思います。

6番の三浦海岸については、写真を再度検討していただきたいと思います。方向性としてはこのままでよいということですね。

7番の城ヶ島大橋についてもそのままよいということでもよろしいでしょうか。

8番の黒崎の鼻についてもそのままよいということですね。

9番の宮川公園については、写真を再度検討していただきたいと思います。

10番の県立城ヶ島公園については、そのままということでもよろしいでしょうか。

11番の城ヶ島から見た三崎漁港については、視点場として選定されていましたが、三崎漁港という構成要素として、外から見る風景、それから近景、漁船のほうの風景、そういったものを組み混ぜた形で紹介をお願いいたします。

12番の諸磯湾から見た富士山については、そのままということでもよろしいでしょうか。

13番の盗人狩については、写真を再度検討していただきたいと思います。

14番の岩堂山と農地については、岩堂山からの風景を認定することが可能かということとをまずは確認していただくということで。民地の場合は所有者の同意が必要ですので、その状況によっては、今回の景観資産の中に入れられるかは分かりませんが、眺望景観として認定する形で、再度検討するということになりました。よろしいでしょうか。

【渡辺委員】

1点だけよろしいでしょうか。城ヶ島から見た三崎漁港の紹介資料の中で注意事項があるのですが、「漁港施設内は立入禁止です」ということばについて、どこが漁港施設でどこが立入禁止なのか一般の方はよく分かりませんよね。知っている人は知っていると思いますが。そうするとこの記載はすこしきついかないと思います。もう少し柔らかいことばを使われては。立入禁止というのは入ってはいけないということですね。そうすると入ってはいけないとされている場所をここで評価していること自体が違うのではないかという部分がありますので。立入禁止以外の表現があるかどうかですね。

【事務局】

東部漁港からも話がありましたので、表現については検討させていただきます。

【渡辺委員】

立入注意ですとかそういった表現の検討ですね。それはよろしく申し上げます。

【鈴木会長】

それでは、議題1についてはここまでとさせていただきます。

■議題2ーみうら観光写真コンクールの選考について

【鈴木会長】

時間も押していますので、議題2に入りたいと思いますが、議題2については非公開とさせていただきますので、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

《傍聴人退場》

以下、選考に係る部分については非公開

《傍聴人再入場》

【鈴木会長】

それでは、みうら観光写真コンクールみうら景観賞表彰作品については、46番の「諸磯暮色」、49番の「三浦キャベツと宮川公園の風車」、62番の「輝く紺青の海原」の3点とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

■報告事項1ーみうらビューマップの作成について

【鈴木会長】

以上を持ちまして、本日の議題は終了いたしました。引き続き報告事項に移らせていただきます。やや、時間も超過しておりますので、事務局は簡潔にご報告をお願いいたします。

【事務局】

はい。事務局からの提案ですが、報告事項1については、次年度の審議会でご報告させていただきますてもよろしいでしょうか。

今回ビューマップについて資料のとおり案を作らせていただきましたが、今回は資料を配布させていただき、ご意見等あれば別途教えていただき、具体的な議論については次回の審議会で行わせていただきたいと思います。

【鈴木会長】

はい。

【事務局】

ありがとうございます。今回配らせていただいた資料について、ご意見ですとか、気になる点等ございましたら事務局までお知らせください。

【鈴木会長】

これは、もう少し写真の数が揃ってからということですね。

【事務局】

はい。それと今回みうら景観賞の表彰作品も決まりましたので、それを反映できるかも検討させていただきたいと思います。

■報告事項2－みうら景観資産の候補（案）について

【鈴木会長】

それでは、報告事項1のみうらビューマップの作成については次回の審議会で見聞交換をさせていただきたいということで、続きまして報告事項2について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。それでは報告事項2についてご説明いたします。スライドをご覧ください。

報告事項2は「みうら景観資産の候補（案）について」です。

第1回の審議会でもご報告いたしました。三浦市景観条例第20条に基づく市民等からの提案として昨年10月に1件提案があり、必要な書類等の調整を行った結果、今年2月に正式に提案書を受理しました。提案があった景観は「京急駐車場横景勝地」です。こちらは、県道油壺線に近い市道656号を視点場としています。景観資産の特徴としては、小網代湾全体から相模湾、江ノ島、富士山の雄大な風景を見ることができるところであること、ここから見える夕景が絶品であることがあげられています。また、提案の理由としては、この場所を資産として認定することで、三浦市にこんな場所があることを多くの人に知ってもらいたいためとされています。午前中の現地視察でも当該地の視察を行いました。改めて当該地の景観について写真で紹介いたします。

当該地はシーボニアや小網代湾から1段高い斜面地上に位置しています。そのため、景観資産の特徴として述べられていたように、小網代湾全体のほか、晴れた日には江ノ島なども見ることができ眺望に優れた場所です。提案の理由でも述べられていたように、まだあまり知られていない隠れた景観です。

しかし、当該地については、1点の問題点があります。航空写真をご覧ください。提案のあった656号の概ねの位置を表しています。このように県道油壺線から市道655号をとおり、市道656号へ行くことができます。しかし、当該地は写真のとおり現況として道路形態がありません。これは市道655号も同様です。スライドの赤い点線は市道の概ねの

位置を示していますが、隣接する私有地との境界が判別不能の状態にあります。

前回の審議会でもご報告したとおり、みうら景観資産認定要領では、みうら景観資産の候補の選定に関する5つの基準を設けています。1点目が三浦市内に位置する景観であることです。これは三浦市内から眺望できる景観も含まれます。2点目が景観構成要素と視点場どちらに該当するのか明確であることです。3点目が公共の場から容易に眺望できることです。4点目が景観軸または景観拠点のいずれかに該当することです。5点目が所有者等から意見聴取を行っていることです。資産の候補として選定するにあたっては、これら全ての基準を満たす必要があります。

当該景観については、未実施の意見聴取を除いて、1点目、2点目、4点目の基準を満たしています。しかし、3点目の基準については、当該景観が「公共の場から容易に眺望できる」とはいえないと考えています。この基準でいう「公共の場」とは、人が訪れても危険性がないように、ある程度整備されたものを想定しています。当該地は、三浦市道内にあり、公共のものではありますが、先ほどもご説明したとおり、現況で道路形態がない中で、民地に不法侵入してしまう危険性や、民地内にある斜面地から転落してしまう危険性があり、それら状況を踏まえると、「公共の場から容易に眺望できる」とはいえず、現段階で候補として選定することは難しいと判断しています。説明は以上になります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見がありましたら。

これは、提案をいただいたということですね。現地視察のときに赤道なのか質問したところ、そうだということでしたが、一応市道、道路法の道路ではあるということですね。

【事務局】

はい。道路法の道路ではあります。

【鈴木会長】

整備のされていない市道ということですね。いかがでしょうか。

実際は、境界ははっきりしているのでしょうか。

【事務局】

全線ではされていないですね。一部境界確定はされています。

【鈴木会長】

一部はされているのですね。現地をぱっと見た際には、境界杭が見当たりませんでした。

【渡辺委員】

現地に書かれていた白線は誰が書いたのでしょうか。

【事務局】

市ではありません。民地所有者だと思われます。

【渡辺委員】

あそこが市道の境なののでしょうか。

【事務局】

いえ、違います。市道はカラーコーンのあたりから直線でのびております。

【事務局】

市内には境界の確定していない市道もございますので、あの場所を通ることがだめだというわけではありませんけれども。

【鈴木会長】

市の考え方として、公共の場といったときに一定の整備がなされていないということ、境界が確定されていない部分があるということ、またがけ状の土地なのでそちらも問題ですよ。眺望点として認めて、あの場所に写真を撮りに行こうといったときに、転落防止フェンスのないような場所で、景観資産として認定するという事は難しいかなということですね。潜在的な資産候補であるということは皆さんご理解いただけると思いますが。

【渡辺委員】

観光協会の方でも、個人的に景観がいいからということで情報をアップする人が結構いて、そこに「お問い合わせは観光協会へ」というような案内が書いてあり、観光協会に電話がかかってくることもあるのですが、そういった場所は、安全性などがまったく考慮されておられません。審議会で候補として認めるということは、それだけ重みのあるものだと考えております。現状を本日視察しましたが、あの場所は大勢の人が来た場合、昼間とは限りませんので夕暮れ時などに来た場合、先に一歩いくと転落してしまいますので。そういった場所を今の段階で候補とすることはどうかと個人的には思います。

【中津委員】

逆に、今ここで認定に動くことにより、市としても早い段階で道路整備などを先行してやる可能性は出てくるのではないのでしょうか。具体的に隣接地を業者の方が所有していますが、そのままにしておくと、急に開発などが始まって、そのときにこの場所が何らか

の形で、市民が知らない間に会社の景観資産的な使われ方をしてしまう可能性があるのかなと思います。

【大森委員】

私もそれが一番危惧されると感じています。

【中津委員】

それであれば、今の段階から景観資産として認定して、市民と一緒にこの場所をどうすべきか議論するとか、そういったムーブメントを先に作っておいたほうがブレーキとして機能していくのかなと思います。確かに現状としては危ないですが、ここを認定することにより、なんらかの形で市の別の部署で道路や公園としての計画が進むことによって、将来的には、業者の方もそれを看過することのない計画にさせていただけると思います。そうでなければ、10年後、20年後に不利となるかと思っています。

【事務局】

とても重要な内容だと思います。審議会や我々が進めておりますみうら景観資産の位置付けをどうしていくかということにもなるかと思っています。そうなりますと1つ懸念されますので、じゃあ他に似たような状況にあるもの全部を確認して、その中でやっていかないと、その都度それを確認してというかたちでは難しいのかなと思います。我々も認定する理由もありますし、ほかにそういった場所がないのかということも探っていかなければいけないのかなと思います。そういった責任を感じているところですけども。

方向性はわかりますし、この場所が、景観としても重要な要素であることも認識しております。それでは認定したものについて何かしぼりをかけられるのかということについては、議論していただきたいと思います。

確かに何かの形で動かなければそれは守れませんが、それをどのようにやっていくのかという方向性もお話していただければと思います。

今の時点では、単純に道路としての位置付けとなると中々難しいかなと思います。どこからどこまで安全に行くという基本的な道路の位置付けがありますので、その中に景観の視点場の位置付けをどうやって作るのかなということを我々としては考えなければいけないと思います。

【大森委員】

私は中津委員のご意見に賛成したいと思います。2年前までは市道であるところを隣地所有者のフェンスが遮っていました。市道であるわけですから、人が通れるものでなければならぬ。昔は通っていたのですから。

【事務局】

それはこの道路だけの話ではなくなりますので。単純に道路という話となりますと広がってしまいます。

【大森委員】

はい。ただ本日、現地を視察してとてもいいところでしたので。何らかの形でこの場所が市道であるということを皆さんにお知らせしたいと思っています。

【事務局】

市道の管理者としての立場からお話をさせていただきますと、市道を管理する目的の中に、どのように景観の視点場であるということの位置付けをして、他の道路より優先的に予算を投入できるかということを考えなければいけません。

ですから、景観の価値としてはわかりますけれど、それを道路管理者としての目的の中にどういったように位置付けられるかを我々としては考えなければならないと思います。

【大森委員】

市道ということは認めますよね。

【事務局】

はい。しかし、そういった市道は市内に多くあります。その中でどうやって優先の順位を高めましょうかという話ですね。

【鈴木会長】

私の方から、会長としてお話させていただきますと、この景観資産という仕組みを作るときに民間開発に対する抑止力を期待するような使い方は想定しておりません。

非常に分かりにくいのですが、景観条例は法に基づく部分と自主条例の部分がミックスされたようなものです。景観法に基づいて行う部分、法によってある程度担保されている部分と、自主条例、一応地方自治法に基づく部分ではありますが、拘束力がない、願望的な部分に分かれています。

景観資産というものは景観に対する認知を高めて、より景観法に基づく部分に近づけていくために、認知してもらうために設けられた仕組みですので、元々開発に対し、景観の面でなんらかの規制をかけていくということは想定しておりません。

これを一旦そういった使い方をはじめると、色々な提案が出てくると思います。それはこの景観条例の趣旨とは異なる方向性になってしまう可能性があります。私の立場からしますと、元々の趣旨から考えると、公共の場から容易に眺望できるという景観の公共性がある程度担保されているものを認定することが原則ですので、この案件について資産

として認定するという事は非常に無理があると思います。

ただ、長期的にみてあの場合からの眺望について価値があるということについては、皆さんある程度意義を感じる部分はあるとは思いますが。それについては、事業者との協議の中で実現していくべきもので、景観資産に認定してそれを梃子にして事業者と話をすることは、話のスターティングポイントが違うのかなというように思います。

そういったことを踏まえて、改めて皆さんの意見を表明していただければと思います。せっかくのご提案ですので、これについて審議会としてきちんと方向性を出す必要があると思っております。まだ、意見を述べられていない友田委員と木村委員からもご意見をお願いします。

【木村委員】

今おっしゃったようにあの場合は眺望が優れています。眺めがよくて、はじめて見ましたけれど。ただ、あの場合を認定するという話になったときに確かに危険だと思います。認定したらすぐに道路が整備されるかという点にはされません。ですので、今回は様子見ではないですが候補とせず。あの場合に人が行かないようにしないと危険だと思いました。市道だとおっしゃっていましたが、市道なのであれば市道として整備する算段をしていただかないと、これからもそういった話が出てくると思います。ですから、たくさんそういった場所があるということは承知していますが、そういった計画を出していただいて、あのように眺望がきれいな場所があるということがインターネットに出てしまったときに、人がたくさん集まってくるので、それは注意しなければいけないのかなと思います。

【鈴木会長】

友田委員はいかがでしょうか。

【友田委員】

ここは認定できないということは同意見ですけれども、今回ここを提案されたのはどういった経緯なのでしょう。どういったルートというのか。

【事務局】

条例に基づきまして提案していただきました。

【友田委員】

地権者ですとかそういった方からではなく。たまたま散歩されていたような方から。

【事務局】

そうですね。景色を知っていられた方から。

【友田委員】

はっきりと境界線が決まっていないところなので、今の段階ではここは難しいと思います。

【鈴木会長】

それでは、多数決ではないですが、やはり景観資産として認定することは非常に課題が多いという意見のほうが若干多いということですね。中津委員、大森委員いかがでしょうか。

【中津委員】

了解しました。残念ですが。

【大森委員】

私も残念ですが。

【中津委員】

あの場所を遊歩道にして駐車場と一体的に市民が来られるようにすればいいのになと思っていましたけれど。あの駐車場からずっとあの場所について、そこにベンチが並んでいるようなそういった展望台公園のようなものを作れるようにすればいいのになと思っておりますけれど。今後、開発の際にはやってください。

■報告事項3－平成28年度景観行政の取組みについて

【鈴木会長】

それではよろしいでしょうか。それでは報告事項2は以上となります。

次が報告事項3について事務局説明をお願いします。

【事務局】

はい。時間が超過しているということもありますので、報告事項3についても本日は行わずに来年度報告させていただきたいと思います。資料についてお手元に配布させていただいておりますので、ご確認いただいてご意見等ございましたら事務局までお知らせください。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項については以上となります。そのほか何かございますでしょうか。

【事務局】

特にございません。

【鈴木会長】

それでは、引き続き事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】

鈴木会長ありがとうございました。

また、各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、活発なご意見をいただき誠にありがとうございました。今回選考したみうら景観賞につきましては、表彰式を3月26日に予定しております。式への出席につきましては、会長又は事務局にご一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これをもちまして、平成28年度第2回三浦市景観審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——